

60周年記念を迎えて

全国保健所長会長
(滋賀県東近江保健所長)
角野 文彦

1

日本国憲法

- 第25条【国民の生存権と国の社会的義務】
すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない

2

医師法第1条

【医師の任務】

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって**公衆衛生**の向上及び増進に寄与し、国民の健康な生活を確保するものとする。

3

保健所の役割

- 地域の公衆衛生活動の拠点
健康危機管理だけではない！
医療連携だけでもない！
- 保健・医療・**福祉**を包括的に
- 県型と市型に違いはあるか
視点は違っても対象は同じ
- ニーズ主導性とサービス主導性
制度の創造と制度ありき

4

保健所医師(公衆衛生医)

- 小医は病を医す(癒す)
- 中医は人を医す(癒す)
- 大医は国を医す(癒す)
- 公衆衛生医は？ 「 医」

5

文明病と文化の創造

- 「文明」と「文化」
- 文明と疾病構造の変化
- 文化と健康
- 健康なまちづくり 文化の創造
時計の針は元に戻らない！

6

保健所長会のこれから

- 医師免許を持っているものの強み
- 「みんな」とは ターゲットをはっきりと
- 継続は力なり、数は力なり

次は70周年です！！！！

ご静聴ありがとうございました。



7